

庄内町スポーツ少年団活動ガイドライン【令和4年度版】

項 目	内 容
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ少年団の3つの理念に基づく活動を行う。 <li style="padding-left: 20px;">*一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する。 <li style="padding-left: 20px;">*スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる。 <li style="padding-left: 20px;">*スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する。
運 営	<ul style="list-style-type: none"> ・育成母集団（保護者会含む）、指導者、該当地区の小学校との連携で運営する。 ・各団の規約によって運営を行う。
加 入	<ul style="list-style-type: none"> ・任意加入（国、県、町のスポ少本部に登録する）～複数団への加入も可能。 ・対象は、満3歳以上。 ・年度途中の加入も可能。（県は1月まで、日本スポ少へのweb登録は7月末まで）
管理と指導	<ul style="list-style-type: none"> ・管理、指導は、有資格指導者（認定員またはスタートコーチ～各団2名以上が必要）が行う。 ・最終責任は、代表指導者（認定員またはスタートコーチであること）になる。 ・勝利至上主義にならないよう健全育成に資した指導を行う。 ・送迎、団行事運営等は、保護者会との連携で行う。（地域貢献活動も行う） ・町スポ少本部実施の「指導者・育成母集団交流研修会」に参加し、情報の共有を図る。
活動日数 (活動日)	<ul style="list-style-type: none"> ・週2～3日程度を定期的に続けることが良い。（日本スポーツ少年団本部） ・日曜日の通常練習は極力行わない。（特に、第3日曜日、家庭の日を行わない） ・休日に大会、試合等があった場合は、翌日以降のほかの日を休養日とする。長期休業期間中も適宜休養日を設定する。 ・学校が、インフルエンザ等の感染症、災害等で学校・学年・学級閉鎖になった場合は、練習も中止する。
活動時間	<ul style="list-style-type: none"> ・平日は、1. 5～2. 0時間程度とする。（夜は、午後8時30分までをめぐとする） ・休日は、3. 0時間を上限とする。（他の活動を含めても3. 0時間を超えない） ・幼児及び小学生低学年、初心者等は、実態に応じ1～1. 5時間程度からとする。
活動場所	<ul style="list-style-type: none"> ・町の社会体育施設及び小中学校体育館（減免申請を行う） ～上記施設で指定された日及び曜日で活動を行う。 ・鍵の借用は、町の規則に従って行う。
保 険	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ安全保険に、各単位団ごと加入する。（指導者も）
経 費	<ul style="list-style-type: none"> ・各団の規約により定められた額を徴収する。 ・団費は、別途町に納入する。 ・個人持ちの用具等については、個人負担とする。
大会・遠征	<ul style="list-style-type: none"> ・交流を目的とした大会参加を基本とする。 ・その他の大会参加でも、団員の疲労度、安全面を考慮するとともに、特に県外での大会参加では保護者の経済的な負担も考慮して計画する。 ・県外への遠征・合宿等は原則行わない。（県内実施でも過度にならないようにする） ・休日の大会で、学校行事と重なった場合は、学校行事を優先する。 ・スポーツ少年大会（町、県、東北、全国）への参加を推奨する。
学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連絡協議会等を、各小学校区ごとに年1回以上実施する。 ・必要に応じて、学校のスポーツ少年団担当教員と連携・調整を図る。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本スポーツ少年団の手引き」及び、「山形県スポーツ少年団指導・育成の手引き」に従った活動を行う。 ・一日の生活リズムを大事にし、次の日の学校生活に疲れの出ない練習計画を組む。 ・庄内町部活動ガイドラインとの整合性を図り、発達段階を考慮した活動を計画する。

